大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成26年12月26日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

藤田観光株式会社

代表取締役社長 瀬川 章

東京都文京区関口2-10-8

- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都国際ホテル

京都市中京区油小路通二条下ル二条油小路町284番地

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1, 8 8 2 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

 0 m^2

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積(1,000㎡)以下となる日 平成26年12月26日
- (5)変更する理由

営業終了のため

3 届出年月日

平成26年11月26日

(産業観光局商工部商業振興課)